

令和 4 年 10 月 24 日
選考委員会

第 26-27 期日本学術会議会員候補者の選考要領

「第 26 期日本学術会議会員候補者の選考方針」（令和 4 年 4 月 19 日日本学術会議。以下「選考方針」という。）に基づき、幹事会の承認を得て、第 26-27 期日本学術会議会員候補者の選考要領（以下「選考要領」という。）を以下のとおり定める。

1. 選考の手順

- ① 選考委員会は、会員又は連携会員に対し、第 26-27 期日本学術会議会員候補者（以下「会員候補者」という。）としてふさわしいと考えられる者（以下「選考対象者」という。）を選考委員会に推薦するよう求める（日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号。以下「会則」という。）第 8 条第 1 項、日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定。以下「内規」という。）第 6 条第 1 項）。
- ② 選考委員会は、日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く。）その他会員候補者の選考に際して有益な知見を有すると考えられる機関又は団体に対して選考対象者に関する情報提供を求める（会則第 36 条第 4 項、選考方針 3. (4)）
- ③ 選考委員会は、幹事会の定めに基づき、その下に各部に対応する選考分科会を設けるとともに、会員候補者となるべき者の一定数について独自に選考を行う。（選考委員会運営要綱（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）第 2、選考方針 3. (3)）
- ④ 各選考分科会は、各部に対応する専門分野に係る選考を行った上で、選考委員会に会員候補者となるべき者の名簿を提出する。
- ⑤ 選考委員会は、③④を通じた選考を踏まえて会員候補者となるべき者の名簿を作成し、幹事会に提出する（会則第 8 条第 2 項）。
- ⑥ 幹事会は、⑤の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求める（会則第 8 条第 3 項）。

2. 選考の日程

- 会員候補者の選考は、以下の日程を目途として所要の手続を進める。
 - ・選考要領の決定（選考委員会）：令和 4 年 10 月頃
 - ・会員・連携会員への推薦依頼及び協力学術研究団体等への情報提供依頼：同 11 月頃
 - ・会員・連携会員からの推薦及び協力学術研究団体等からの情報提供：同 11 月頃～令

和 5 年 1 月上旬頃

- ・選考分科会の設置（選考委員会運営要綱の改正）（幹事会）：同 11 月頃
- ・選考委員会（各選考分科会を含む。）における選考：令和 5 年 2～6 月頃
- ・総会に承認を求める第 26-27 期会員候補者の確定（幹事会）：同 6 月頃
- ・第 26-27 期会員候補者の承認（総会（臨時））：同 7 月頃
- ・内閣総理大臣に会員候補者を推薦（会長）：同 7 月末頃ⁱ

3. 推薦の対象

- 選考対象者として推薦される者は、日本学術會議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 17 条に定められた「優れた研究又は業績がある科学者」と認められる者とする。あわせて、選考方針に定めるいずれかの要件ⁱⁱを備えていると認められる者であることが望ましい。
- 会員は満 70 歳に達した時に退職する（法第 7 条第 6 項）こととされていることから、選考対象者として推薦される者は、原則として会員の任期を全うできる者が望まれる。
- 会員は特別職の国家公務員としての身分を有することとなることから、選考対象者として推薦される者は、日本国籍を有する者とする。主に海外の拠点で活動している日本国籍を有する科学者については、会員としての活動に実質的な支障がないと認められる場合には、選考対象者とすることとする。
- 令和 5 年 9 月末に任期満了を迎える補欠の会員及び現在の連携会員（第 24-25 期及び第 25-26 期。特任連携会員を除く。）については、本人が同意し、かつ、選考に必要な情報が 4. に定める推薦書の様式に従って本人から提供される場合には、選考対象者とする。

4. 会員・連携会員による推薦の人数等

- 会員又は連携会員が選考対象者として推薦できる人数は 2 名以内とする（内規第 6 条第 4 項）。会員又は連携会員が選考対象者を推薦する際には、5. (2) ③において目指すこととしているジェンダーバランスに配慮することとする。
- 選考対象者の推薦書の様式は、幹事会において別に定める。

5. 選考委員会・選考分科会における選考

(1) 選考委員会枠・選考分科会枠の配分

- 選考委員会が独自に選考する会員候補者となるべき者の数（選考委員会枠）及び各選考分科会を通じて選考する会員候補者となるべき者の数（選考分科会枠）は、選考委員会において別に定める。

（2）選考に当たっての考え方・考慮すべき事項

① 専門分野の構成

- 選考委員会（各選考分科会を含む。）は、国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に發揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されるよう、会員候補者となるべき者を選考する。

② 会員に求める資質等

- 選考委員会（各選考分科会を含む。）は、会員・連携会員からの推薦又は協力学術研究団体等からの情報提供その他の情報を基に、それぞれの研究分野における主要な論文・著書・特許等、受賞歴、その他国内外での学術活動における実績、社会への貢献における学術的に特筆すべき活動等に照らして、会員候補者となるべき者が「優れた研究又は業績がある科学者」であること、各委員会、分科会等日本学術会議における活動に積極的に参加する意思があると認められることを確認する。

その上で、①選考方針に定めるいずれかの要件ⁱⁱを備えていると認められること、②第26期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等ⁱⁱⁱに非改選の者も含めて会員及び連携会員の総体として適切に取り組むことができるここと等の観点から、次期の会員候補者として最も適切な者を選考する。

③ジェンダーバランス

- 第26期当初においても第25期当初の女性会員の割合（37.7%）と同程度又はそれ以上の割合を実現することを目指し、当該目標を達成できるよう、選考委員会は、(1)の別の定めにおいて各選考分科会枠における女性の人数を設定する。

④地域分布

- 選考委員会（各選考分科会を含む。）は、地方に活動の拠点を置く者の積極的な選考に努める。各選考分科会においては、各地区（7地域）から1名以上の会員候補者となるべき者を選考するよう努めるとともに、各地区内においても非改選の会員も含めて過度の偏在が生じないよう留意する。

⑤ 主たる活動領域

- 選考委員会（各選考分科会を含む。）は、現在の所属機関等にかかわらず推薦書に

記載された経歴等に着目して実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った者の選考を考慮することとし、選考分科会から選考委員会、選考委員会から幹事会へそれぞれ会員候補者となるべき者の名簿を提出する際に当該会員候補者となるべき者を識別できるように名簿を作成する。

⑥ 年齢

- 選考委員会（各選考分科会を含む。）は、次世代への継承を考慮し、連携会員としての関わりとあわせて日本学術会議の活動に若手の科学者による一層の参画が得られるよう、若手の科学者からの積極的な選考に努める。^{iv}

（3）選考委員会及び選考分科会における選考の方法

- 選考委員会及び選考分科会は、会員・連携会員から推薦された者又は協力学術研究団体等から情報提供を受けた者を対象に、選考方針及び選考要領に定める内容を十分に勘案しつつ、分野横断的又は専門分野別の観点からの審議を経て、選考委員会又は選考分科会がそれぞれ適当と認める方法により(1)の別の定めにより示された人数分の会員候補者となるべき者を選考する。協力学術研究団体等から情報提供を受けた者を会員候補者となるべき者として選考する際は、6. (3)に基づき提供された情報に加え、会員・連携会員から推薦された者について得られている情報と同程度の情報を更に得た上で審議を行うこととする。
- 各選考分科会における分野別の選出人数は、原則として各選考分科会の中で協議して決定する。ただし、協議が整わない場合には、当該選考分科会の長において、関係する分野別委員会の長等の意見を聞いて、分野別の選出人数を決定することとする。
- 分野別の選考に際しては、各分野の学問的専門性を踏まえた審議に加え、分野の異なる委員の参画を得てより多面的な視点から審議を行った上で、各分野からの推薦を各選考分科会の長の下でそれぞれ調整する。
- 選考分科会から選考分科会枠として選考委員会に提出された会員候補者となるべき者については、選考委員会において会員候補者にふさわしいか等の観点からあらためて確認を行う。選考委員会は、その結果に基づき、選考分科会に対して適切な対応を求めることができる。
- 選考委員会は、上記の確認を経て選考分科会枠に係る会員候補者となるべき者の選考が行われた後、学際的分野や新たな学術分野からの選出、第26期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等、会員のジェンダーバランス等に配慮した上で、選考委員会枠に係る会員候補者となるべき者を選考する。その際、会長、各副会長及び各部長が協議の上、選考の対象となる者に順位をつけて、選考委員

会に提案して会員候補者となるべき者を選考する。

6. 会員の候補者に関する情報提供の求め

(1) 情報提供を求める機関又は団体

- 以下に掲げる機関又は団体に対し、3.に該当すると認められる者について(3)に掲げる情報の提供を求める。
 - 協力学術研究団体（会則第36条第4項）
 - 会員候補者の選考に際して有益な知見を有すると考えられる機関又は団体として選考委員会が別に定めるもの

(2) 情報提供を受ける人数等

- 情報提供に係る選考対象者の上限は1機関又は団体につき会員の選考対象者と連携会員の選考対象者を通じて6名以内とし、情報提供に当たり会員の選考対象者と連携会員の選考対象者の別を問わないこととする。
- (1)に掲げる機関又は団体に対して情報提供を求めるに当たっては、選考方針に示された会員候補者に求める資質等、会員の多様性確保のために考慮すべき観点等を示して当該考え方方に沿って適当と認める者について情報を提供するよう依頼する。

(3) 提供を求める情報

- 情報提供を受けるに当たっては、情報提供を行う機関又は団体から、選考対象者に係る以下の情報を求める。
 - ・氏名（漢字、ふりがな）
 - ・生年月日
 - ・性別
 - ・所属先（主たる勤務先等）及び職名
 - ・都道府県（主たる勤務先等の所在地）
 - ・専門分野（科研費の小区分から選択）
 - ・候補者の主要な研究又は業績に関する情報を閲覧できるウェブサイトのURL等

7. 選考過程に係る公表事項

- 会員候補者の選考過程に係る情報は、任命された後に選考過程の報告書として取りまとめ、日本学術会議HP等を通じて公表する。
- 任命された会員については、任命後1か月以内を目途として、日本学術会議HPにおいて以下の内容を公表する。

- ・氏名
- ・専門分野（30 分野）
- ・所属（主たる勤務先）及び職名
- ・所属部
- ・選考方針に基づく選考理由
- ・研究又は業績の内容
- ・会員としての抱負

-
- i 任命を要する日（令和 5 年 10 月 1 日）の 30 日前まで（日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令（平成 17 年内閣府令第 93 号））
 - ii 一国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること／一国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有すること
 - iii ①持続可能で安全な社会づくりのための取組（キーワードの例示：カーボンニュートラル、気候変動、防災減災、パンデミック等）／②人間性が尊重される豊かで幸福な社会の実現（キーワードの例示：人口縮小、格差、多様性、人権、多文化等）／③ ①、②に資する学術の発展（キーワードの例示：研究力、人材育成、頭脳循環等）／④ 国際連携の一層の推進
 - iv 第 25 期発足当時（令和 2 年 10 月 1 日）における会員の年齢構成は以下のとおり。
50 歳未満：2.9% 50-54 歳：8.3% 55-59 歳：28.4% 60-64 歳：41.7% 65 歳以上：18.6%。